

# I 安心・快適な学生生活のために

## 1 学生生活のルール

### 学生証

学生証は、横浜美術大学の学生であることを証明するものです。試験受験時や図書・物品の貸出・各種書類受領時、通学定期券購入や美術館等学生料金適用時には学生証の提示が必須となります。自分の学籍番号をしっかりと覚えると共に常に携帯するようにしてください。

#### ■学生証を紛失したとき

証明書交付申請書に手数料としての証紙（1,800円）を貼付し、学務課（教務）窓口で再発行の手続きをしてください。（P35の証明書一覧を参照のこと）

### 学内連絡

試験、補講、コース選択、教室変更等の全学的な連絡は、本館1階学務課掲示板で行っています。これらはwebポータルで確認できますので活用してください。（個人情報を含むものは学務課掲示板でのみ、掲示します）

個別連絡等は学校から配付しているメールアドレス宛に行います。メールをこまめに確認してください。

もしくは研究室を通して呼び出しをする場合があります。

#### ■課外活動の掲示をしたいとき

学務課（学生）窓口へ掲示物を一部提出し、承認を得た後、所定の場所に掲示してください。

#### ■放送で課外活動の連絡をしたいとき

学務課（学生）に申し出てください。

（しっかり原稿をつくり、下読みしておくこと）

## ロッカーの使用

ロッカーの私物は、各自責任を持って保管してください。

ロッカーの破損、鍵の紛失・借用に関しては、各研究室に連絡してください。

## 自転車・バイク通学

### ■自転車・バイクで通学する場合

必ず学務課（学生）で登録の手続きをし、所定の駐輪場（1号館裏・南門横駐輪場）を利用してください。

※学内は時速8km以下（徐行）を厳守。

### ■自動車通学は原則として認めていません

ただし、運搬などで止むを得ない場合は、前日13:00までに「自動車通学許可願」に研究室主任の承認を受けて学務課（学生）へ提出し、手続きを行ってください。

## 落とし物

学内で落とし物・拾い物をした時は、学務課（学生）に届けてください。届けられた物は、学務課（学生）前に展示しています。

落とし主が分かった場合は、本人に連絡します。保管期間は、届け出のあった日から原則として2ヶ月間です。

## ごみ（一般廃棄物・産業廃棄物）の扱い

本学の所在地、横浜市は「ヨコハマ3R夢プラン」により、ごみと資源の「リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）」＝3Rに向けた取り組みを行っています。

本学も、このプランに従い、学内のごみ（各廃棄物）の節減、分別、再生利用を推進しています。

廃棄の際不明なものは自己判断せず所属の部署（研究室等）に確認し、ルールに則った適切な処理をしてください。

また例として以下を参考に分別してください。

### ① 施設内のごみ（箱）

「燃やすごみ」「燃やせないごみ」「ビン・缶・ペットボトル」

## ② ①以外の廃棄物

「木材」「古紙」「その他（産業廃棄物）」

※作品は必ず持ち帰ってください。

# ごみの集積方法について

## ■集積場所

### ①南門広場産業廃棄物コンテナ

「廃プラスチック類（ガラス/コンクリート）、陶磁器くず、金属くず」（正面向かって右）

- ・コンテナ投入は、隙間なく入れてください。（特に発泡スチロール）
- ・中身の漏れ出すもの、成分不明なものは投入しないでください。
- ・家庭廃棄物は投入できません。（防犯カメラで記録しています。）

### ②南門広場一般廃棄物コンテナ

「リサイクル木材のみ」（正面向かって左）

- ・出来るだけ木部のみにしてください。（金物、キャンパス等は外し、①へ投入してください。）

### ③南門広場物置「リサイクル紙類」

- ・プラスチック、金属がついた紙類は分別してください。

### ④1号館外1階階段下「ソフトドリンク（ペットボトル、缶）」

## コンテナ設置マップ



①金属、プラ、石膏

②リサイクル木材のみ

③リサイクル紙類

④ペットボトル、缶

⑤一般ごみ集積場

## ■必ず守ること

- ・ペンキ、スプレー、絵具など中身が残っているものは使い切るか、固めたものを集積場所①に投入してください。
- ・スプレー缶は穴を開けてください。出来ない場合は、集積場所①に投入せず、専用ボックスに入れてください。
- ・リサイクル紙類は、大きさの揃った物を束ねて収納してください。
- ・蛍光灯、電球等（水銀含有物）は集積場所①のコンテナ後方へ置いてください。
- ・家電品、パソコン（ディスプレイ）、バッテリー（充電電池）、タイヤなどは学内で回収出来ません。

## 盗難・悪質商法に注意！！

### ■盗難について

貴重品は各自責任を持って保管してください。万一学内で盗難にあった場合は学務課（学生）に、学外での盗難は警察に届けてください。

### ■インターネットで犯罪・トラブルにあわないために

<パスワードはインターネット犯罪にあわないための一番基本的な防御手段です>

通販サイトやネットバンキング利用時に使用するパスワードが盗まれ、犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが後を絶ちません。

自分だけが分かる6文字以上のパスワードを設定し、3ヵ月に1度くらいは変更しましょう。辞書に載っている単語を利用したり、どこかにメモを残したりしておく、パスワードが盗まれる原因になりますので、絶対に行わないでください。

<身に覚えのないメールに返信しない>

身に覚えのないメールに書いてあるサイトにアクセスしたり、返信したりするとウィルス感染や、架空請求が届く可能性を高くします。身に覚えのないメールはそのまま削除してください。お金を振り込んだり、パスワードや個人情報などを返信したりする必要はありません。

< SNS 利用についての注意 >

twitter や Instagram などの SNS への書き込みなどを行う場合、相手が居るという認識を忘れがちになります。大学内でのこと、大学関係でのイベント、インターンシップや

就職活動等についての投稿は「大学」や関係する「企業」など、あなたに関係する組織にも大きな影響を与える可能性があります。むきになったりせず、相手が目の前に居るものと思って書き込む内容や言葉遣いに注意しましょう。

P27 横浜美術大学ソーシャルメディア利用ガイドラインもご参照ください。

## ■クーリングオフ制度について

クーリングオフできる取引

訪問販売（路上でのキャッチセールスやアポイントメントセールスも含む）

電話勧誘販売

連鎖販売取引（マルチ商法など）

特定継続的役務提供（エステサービス・語学教室・結婚相手紹介サービスなど）

業務提供誘引販売取引（例：特定の講座を受講して資格を得れば、その資格を要する業務をあっせん）

訪問購入（業者が消費者宅等を訪問し物品を買い取るサービス）

一人で悩まず、横浜市消費生活総合センターに相談してみましよう。

TEL：045（845）6666

URL：<https://www.yokohama-consumer.or.jp>

クレジットカードやキャッシュカードは第三者に利用される恐れがあります。紛失・盗難の際には、直ちにクレジット会社・銀行に連絡をしてください。